

**指定居宅介護支援利用契約書
及び重要事項説明書**

山ぼうし居宅介護支援事業所

事業所番号 第 3571600901 号

重要事項

1 事業者

名 称	有限会社 アシステッドリビング村重
所 在 地	山陽小野田市須恵一丁目12番10号
法人種別	有限会社
代表者氏名	村重 典子
電話番号	0836-83-0881

2 ご利用の事業所

名 称	山ぼうし居宅介護支援事業所
所 在 地	〒756-0038 山陽小野田市大字有帆535-117
事業所番号	3571600901
指定年月日	平成28年9月1日
管理者氏名	植野 明広
電話番号	0836-38-8000
FAX番号	0836-84-5323

3 事業の目的と運営の方針

	指定居宅介護支援の事業を行うものであり、居宅要介護者等が指定居宅サービス等の適切な利用をすることが出来るよう、当該居宅要介護者等の依頼を受けて、居宅サービス計画を作成するとともに、計画に基づく指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、連絡調整、紹介等の便宜の提供を行い、もって地域住民の福祉の増進に貢献することを目的とする。
--	--

事業所運営の方針	一、 要介護状態にあるご契約者が、このような状態にある場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮する。 二、 ご契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを複数の事業所の中から選択できるよう紹介を行い、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮する。 三、 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご契約者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場にたって、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、複数の事業所から選択できるよう必要な情報を提供し、公正中立に行うこととし、位置付けたサービス利用の根拠についても照会できることとする。 四、 市町村（特別区を含む。）、老人介護支援センター、他の指定居宅介護事業者、介護保険施設等との連帯に努めるものとする。 五、 従業者の教育研修を重視する。 六、 地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域ケア会議が介護保険上位置づけられ、関係者等は会議から資料又は情報の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
----------	--

4 職員の職種、員数

職種	員数	勤務状態
管理者	1 名	常勤
介護支援専門員	1 名	兼務
(管理者と介護支援専門員は兼務)		

5 営業日

営業日	毎週 月～土曜日。ただし、国民の祝日、8月15日・16日、12月30日（午後）・31日、1月1日・2日・3日を除く。
営業時間	平日 8：30～17：30 木・土曜日 8：30～12：30

6 居宅介護支援サービスの概要

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、ご契約者の利用料負担はありません。

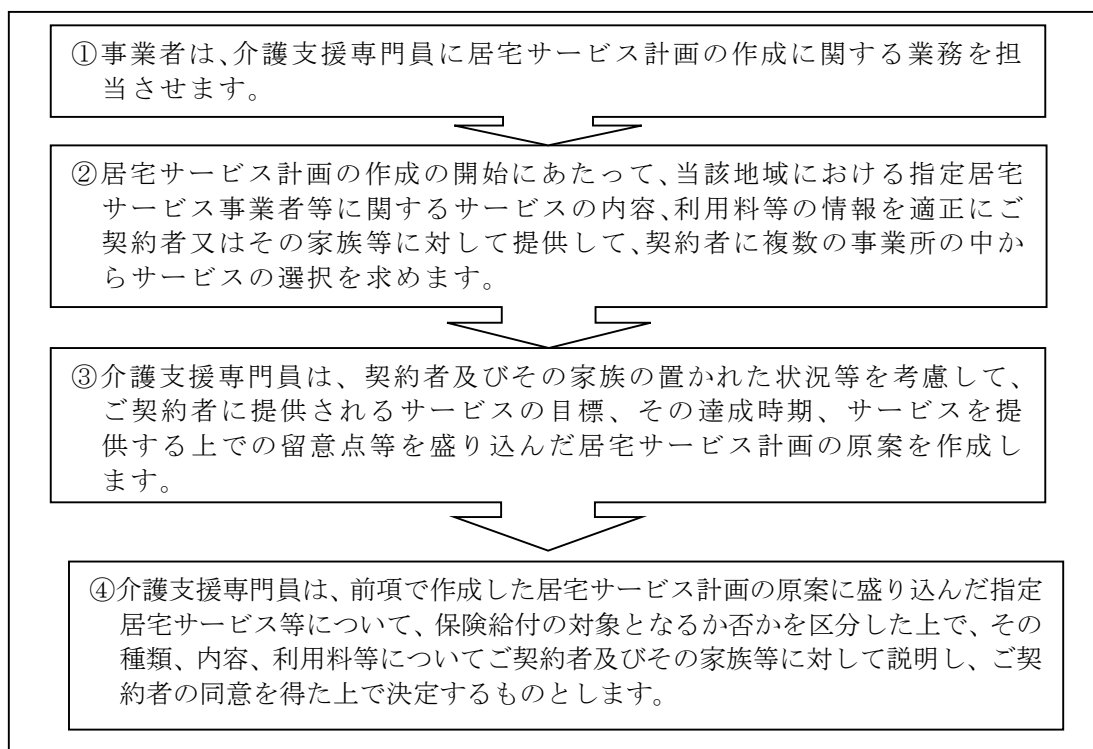
（1）サービスの内容

＜サービスの内容＞

一 居宅サービス計画の作成

ご契約者のご家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。

＜居宅サービス計画の作成の流れ＞



二 居宅サービス計画作成後の便宜の供与

ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に
行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サ
ービス事業者等との連絡調整を行います。

ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行
います。

三 居宅サービス計画の変更

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅
サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意
に基づき、居宅サービス計画を変更します。

四 介護保険施設への紹介

ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められ
る場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、
介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

五 入院時における医療機関との連携

居宅介護支援提供の開始に当たり、ご契約者等に対して、入院時に^{担当}
介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供します。

六 障害福祉サービス利用者の移行

障害福祉サービスをご利用されていた障害者が65歳となり、介護保険
サービスを利用する場合等は、障害福祉制度の相談支援専門員との密接
な連携を促進できるよう連携に努めます。

七 著しい状態の変化を伴う末期の悪性腫瘍の利用者について

主治医の助言を受けることを前提としてサービス担当者会議等の招集
を行わないことで居宅サービス計画作成の簡素化を図り、迅速にサービ
ス利用につなげていけるよう努めます。

八 訪問介護事業所からの情報伝達

訪問介護事業所からもたらせるご契約者の口腔に関する問題や服薬状況、

モニタリング訪問時に介護支援専門員自身が把握したご契約者の状態について介護支援専門員から主治医等に必要な情報伝達を行えるようにします。

- 九 訪問介護の訪問回数の多い居宅サービス計画についてはご契約者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用の観点から、市町村が確認・是正を促していくことが適当であるため、国が基準として定める回数からかけ離れた訪問介護(生活援助中心型)を位置付ける場合には、山陽小野田市高齢福祉課介護保険係に居宅サービス計画を届け出ることとする。

- 十 医療系サービス利用希望の場合の対応

ご契約者が医療系サービスの利用を希望する場合、ご契約者の同意を得て主治医の意見等を求めるとともに、意見に基づいて作成した居宅サービス計画書を主治医へ交付します。

- 十一 居宅介護支援を公平中立の確保の観点から、以下について利用者又はそのご家族に説明を行うとともに介護サービス情報公表制度にて公表をします。

- ・ 前6か月間に作成した居宅サービス計画書に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型 通所介護、福祉用具貸与の各サービス割合
- ・ 前6か月間に作成した居宅サービス計画書に位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型 通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の同一事業所によって提供されたものの割合（別紙参照）

(2) 介護報酬等

○ 基本報酬/加算内訳 (R6.4.1～) *44 件未満 (予防プラン 1/3 件含む)

介護 1・2 10860 円/月

介護 3・4・5 14011 円/月

○ 加算等

初回加算 3000 円/月

通院時情報連携加算 500 円/月

緊急時等居宅カンファレンス加算 2000 円/回

入院時情報連携加算Ⅰ 2500 円/月

入院時情報連携加算Ⅱ 2000 円/月

退院・退所時加算(Ⅰイ) 4500 円/回

退院・退所時加算 (Ⅰロ) 6000 円/回

退院・退所時加算(Ⅱイ) 6000 円/回

退所時加算(Ⅱロ) 7500 円/回

退院・退所時加算(Ⅲ) 9000 円/回

- 一 事業所が、指定居宅介護支援を提供した際の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（居宅介護サービス計画費の額、居宅支援サービス計画費の額）とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときはご契約者からの、利用料の支払は無料とする。

7 事業の実施地域

山陽小野田市、宇部市の一部（楠町、藤曲、厚南）

8 事故発生時の対応

事故が発生した場合は、市町村、当該ご契約者の家族に連絡を行うと、ともに、必要な措置を講じる。

9 苦情の受付について

（1）当事業所における苦情の受付

○ 苦情受付窓口（担当者）

〔職氏名〕 管理者 植野 明広

〔TEL〕 0836-38-8000

○ 受付時間

月曜日～金曜日 8：30～17：30

木・土曜日 8：30～12：30

（2）行政機関その他苦情受付機関

山陽小野田市 高齢福祉課	所在地 山陽小野田市日の出1丁目1番1号 電話番号 0836-82-1172 受付時間 9：00～17：00
国民健康保険団体連 合会	所在地 山口市朝田1980番地7 電話番号 083-995-1010 受付時間 9：00～17：00
山口県社会福祉協議	所在地 山口市大手町9番6号ゆ～あいプラザ

会	電話番号 083-924-2777 受付時間 9:00～17:00
宇部市 高齢者総合支援課	所在地 宇部市常盤町1丁目7-1 電話番号 0836-34-8303 受付時間 9:00～17:00

10 個人情報保護及び情報開示について

- (1) 事業者、サービス従事者または従業員は、居宅介護支援サービスを提供する上で知り得たご契約者またはご家族、代理人等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了後も継続します。
- (2) 事業者は、ご契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- (3) 事業者は、ご契約者の円滑な退居のための援助を行なう場合に、ご契約者に関する情報を提供できるものとします。
- (4) 事業者は、諸手続き等の業務委託に際し、必要と判断されたときにはご契約者に関する個人情報を提供できるものとします。
- (5) ご契約者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から5年間保管するとともに、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (6) ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、ご契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します

居宅介護支援契約における個人情報使用同意書

私およびその家族の個人情報については、次の記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

----- 記 -----

1. 使用する目的

- ・ 他のサービス事業所との連携 会議
- ・ 行政機関との連絡 連携

- ・ 国保連への保険請求
- ・ 入退所や入退院の際の施設 病院との連絡連携
- ・ 公費負担補助などに関する行政機関への照会
- ・ 外部監査機関への情報提供

2. 使用にあたっての条件

- ①情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外には決して漏れることのないように細心の注意を払う
- ②事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。

3. 個人情報の内容（例示）

- ・ 氏名、住所、健康状態、病歴、家族状況その他の一切の利用者や家族個人に関する情報。
- ・ 認定調査票（85項目および特記事項）、主治医意見書、介護定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
- ・ その他の情報

4. 使用する期間

契約締結日から契約終了日までの間。

様（以下「契約者」という。）と有限会社 アシステッドリビング村重（以下「事業者」という。）は、契約者が山ぼうし居宅介護支援事業所から提供される居宅介護支援を受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、ご契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、居宅介護支援を提供します。また適切な居宅サービス計画を作成し、かつ、居宅サービスの提供が確保されるよう居宅サービス事

業者その他の事業者、関連機関との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

第2条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約の意思を確認し双方の合意のもとで契約を交わしてから、ご契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。

但し、契約期間満了の2日前までにご契約者から文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。書面で説明、同意を行うものについては、必ずしも利用者の署名、捺印を求めるものではないとし、その際は代替案の提示、電磁的記録による

対応について双方で協議し、同意を得られた場合、様式欄から捺印欄を削除します。

第3条（居宅サービス計画の決定）

1 事業者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

2 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご契約者又はその家族等に対して提供して、契約者にサービスの選択を求めるものとします。

3 介護支援専門員は、ご契約者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご契約者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、複数の事業所の紹介を受けた中から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

4 介護支援専門員は、ご契約者及びその家族の置かれた状況等を考慮して、ご契約者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

5 介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について契約者及びその家族等に対して説明し、契約者の同意を得た上で決定するものとします。

第4条（居宅サービス計画作成後の便宜の供与）

事業者は、居宅サービス計画作成後においても、次の各号に定める居宅介護支援を提供するものとします。

一 ご契約者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。

二 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サ

ービス事業者等との連絡調整を行います。

三 ご契約者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

第5条（居宅サービス計画の変更）

ご契約者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と契約者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

第6条（介護保険施設への紹介）

事業者は、ご契約者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご契約者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとします。

第7条（介護支援専門員の交替等）

- 1 事業者は、必要に応じ、介護支援専門員を交替することができます。但し、その場合には、ご契約者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。
- 2 ご契約者は、担当の介護支援専門員介護員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。自事業所内での交替が難しい場合については、他事業所へのご紹介等も行います。
- 3 担当する介護支援専門員が退職した場合には、ご契約者、ご家族様にその旨を伝え、迅速に後任に業務を引き継ぐこととします。尚、事業所にて後任人事が行えない場合、契約者、ご家族様、ご了承のもとで他事業所の介護支援専門員をご紹介もさせていただくことがあります。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者の提供する居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業

者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、契約者の自己負担はありません。

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、契約者は重要事項説明書に定めるサービス利用料金の全額を事業者に対し、いったん支払うものとします。

第9条（利用料金の変更）

第8条第1項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

第三章 事業者の義務

第10条（事業者の記録作成・交付の義務）

- 1 事業者は、契約者に対する居宅介護支援の実施について記録を作成し、その完結の日から5年間保管し、ご契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとします。
- 2 事業者は、ご契約者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他ご契約者から申し出があった場合には、契約者に対し、直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付します。

第11条（守秘義務等）

- 1 事業者、介護支援専門員又は従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得たご契約者及びそのご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- 2 前項にかかわらず、ご契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、ご契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の義務違反）

第12条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づく居宅介護支援の実施に伴って、自己の責に帰すべき事由によりご契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第 11 条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

加入保険： (株) 全福サービス TEL 03-3252-2035
介護事業者賠償責任補償 FAX 03-3258-8878

第五章 契約の終了

第 13 条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

ご契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 ご契約者が死亡した場合
- 二 要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- 三 ご契約者が介護保険施設に入所した場合
- 四 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- 五 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- 六 第 14 条から第 16 条に基づき本契約が解約又は解除された場合

第 14 条（契約者からの中途解約）

- 1 ご契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、ご契約者は契約終了を希望する日の 7 日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 ご契約者は、事業者が作成した居宅サービス計画に同意できない場合は、本契約を即時に解約することができます。

第 15 条（契約者からの契約解除）

ご契約者は、事業者もしくは介護支援専門員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介

護支援を実施しない場合

二 事業者もしくは介護支援専門員が第 11 条に定める守秘義務に違反した場合

三 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失によりご契約者もしくはそのご家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第 16 条（事業者からの契約解除）

事業者は、ご契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 居宅介護支援の実施に際し、ご契約者が、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 二 ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくは介護支援専門員の生命・身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

第六章 その他

第 17 条（苦情処理）

事業者は、その提供した居宅介護支援に関するご契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 18 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、ご契約者と誠意をもって協議するものとします。

令和 年 月 日

居宅介護支援サービスの開始に際し、本書面に基づき重要事項、個人情報利用についての説明を行いました。

説明者氏名 植野 明広

(個人情報/契約)

本書面に基づいて事業者から重要事項について説明を受け、居宅介護支援のサービス提供開始に同意いたしました。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が署名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

利用者住所 _____

氏 名 _____ ⑩ TEL _____

代理人住所 _____

氏 名 _____ ⑩ (続柄) TEL _____

家族代表者住所 _____

氏 名 _____ ⑩ (続柄) TEL _____

〈事業者〉

有限会社 アシステッドリビング村重

取締役 村重 典子 ⑩